

今なおふるさとに戻れない人々がいることをご存知ですか



「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」

今野秀則原告団長と弁護団のお話しを聞く会

福島原発事故により奪われた

ふるさとをきれいにして返してほしい

～仙台高裁は事故対策に最善を尽くさなかった国の責任を認めてほしい～

2026年 **3 / 7 (土)** 13:30～16:00 13:00 開場

予約不要
入場無料

仙台市市民活動サポートセンター 6Fセミナーホール (仙台市青葉区一番町四丁目1-3)

主 催：日本キリスト教団東北教区放射能問題支援対策室いづみ 協 力：みやぎ脱原発・風の会

☎ 022-796-5272 (平日10～16時) E-mail izumi@tohoku.uccj.jp



今野秀則原告団長と弁護団のお話しを聞く会

東京電力福島第一原発事故からまもなく15年をむかえようとしています。しかしながら今なおふるさとに帰れない住民が多く存在することをご存知でしょうか？福島県浪江町津島地区は今も98.4%のエリアが避難区域とされており、住民のほとんどは異郷での避難生活を余儀なくされています。自宅や田畠は荒れ放題になり、帰りたいと待ち続けるも亡くなる方も少なくありません。この間、住民不在の「復興」事業が進められる一方で、2015年9月、ふるさとに戻りたいと願う津島地区住民(約半数)が原告となり、国や東京電力の責任を問い合わせ、あわせて、ふるさとを返せ、という原状回復請求を提起しました。現在は二審、仙台高裁で審理が行われ、3/9には結審、まもなく判決が出される見込みです。津島の現状やふるさとへの想い、訴訟の見通しなどをお二人からお聞きします。みなさまのご来場をお待ちしています。

登壇者プロフィール

今野 秀則(こんの ひでのり)さん



2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原発事故により、ふるさとである福島県浪江町津島地区からの避難を指示される。終の棲家を高濃度の放射能汚染のために追われ、現在は5ヵ所目の避難場所である福島県大玉村に居住。津島地区の約半数が参加する原発事故被害の裁判「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」の原告団長。国の責任を否定する2022.6.17最高裁判決を正し、「ふるさとの原状回復」を実現するために、原告団・弁護団・支援者の皆さんと共に闘っています。

小野寺 信一(おのでら しんいち)さん



弁護士。早稲田大学法学部卒業。1975年弁護士登録。以降、仙台弁護士会副会長や同弁護士会ADR(紛争解決支援センター)委員会委員長などを歴任。2024年11月に二審判決を受け終結した「女川原発再稼働差止訴訟」では弁護団長を務める。「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」においても津島住民の弁護活動を行う。

会場アクセス

仙台市市民活動サポートセンター

(仙台市青葉区一番町四丁目 1-3 ☎ 022-212-3010)

仙台市地下鉄南北線 広瀬通駅 西5出入口すぐ

電力ビル前バス停より徒歩約3分、

または、広瀬通一番町バス停(フォーラス前)すぐ

公共交通機関、または、近隣有料駐車場をご利用ください

